

経済産業省

20170323商局第3号
平成29年3月31日

電気事業法施行規則第115条第1項第11号の解釈について

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

商務情報政策局商務流通保安グループは、電気事業法施行規則第115条第1項第11号の解釈について、登録安全管理審査機関に対し、安全管理審査の公正な実施のため、以下のとおり通知することとする。

記

電気事業法第52条第1項の溶接事業者検査の実施状況及びその結果について確認を行う登録安全管理審査機関が、ISO/IEC 17065 (JIS Q 17065) に基づく第三者認証機関 (民間製品認証機関) としての認定をISO/IEC 17011 (JIS Q 17011) の要求事項に従った認定機関から取得して電気工作物の溶接部に関する製品認証を行う場合にあっては、同法第73条第2項に基づく電気事業法施行規則第115条第1項第11号で定める審査の業務に関し必要な事項として以下の事項を含めるものとする。

1. 両機関としての活動を人事面、情報面などにおいて明確に区分するための事項
2. 審査/認証プロセスの結果や守秘性、客観性又は公平性に影響を生じないような運営管理に関し必要な事項

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 「電気事業法施行規則第115条第1項第10号の解釈について」(平成17年2月18日付け平成17・02・14原院第3号) は、平成29年4月1日に廃止する。